

丹波篠山市まちづくり・むらづくりの計画 (都市計画マスタープラン)(案)について

1 策定の目的

丹波篠山市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、丹波篠山市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。平成26年度(2014年度)に策定した都市計画マスタープランの計画期間が令和5年度(2023年度)で終了するため、次の10年間を目標年次とする次期都市計画マスタープランを策定します。

これにより、丹波篠山市がめざす将来の都市空間や、その実現に向けた都市計画の取組の方向性を明らかにし、地域の担い手づくりを進めながら、公民連携のまちづくりを総合的・戦略的に推進していきます。

2 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)

3 計画の概要

(1) 都市空間の現状と課題

人口動態、都市構造、土地利用、道路・交通、防災などについて、特徴と課題を項目別に示しています。

(2) 都市計画マスタープランの見直しの視点

丹波篠山の空間づくりの将来像である「農の都」を継承するという考え方にに基づき、土地利用や都市基盤、地域別の取組などについて見直しの視点を示しています。

(3) 策定の要点

本計画の重要なポイントについて、以下の内容を全体構想、地域別構想に反映しています。

- 城下町地区における「ウォーカブルな空間づくり」の推進について
- JR篠山口駅周辺の拠点形成について
- 市域を4つに分類した地域別構想について

(4) 全体構想

空間づくりの目標像「農の都」を継承しつつ、まちの活力を創造する空間づ

くりをめざすための5つの基本方針を示しています。

- 基本方針1 「農の都の基盤となる自然・田園風景を将来にわたり継承する空間づくり」
- 基本方針2 「まちの機能や土地利用を秩序立てて配置する空間づくり」
- 基本方針3 「田園や歴史的なまちなみなどの資源をいかし暮らしの発展へとつなげるワクワクする空間づくり」
- 基本方針4 「安全・安心で便利な暮らしを支える都市基盤づくり」
- 基本方針5 「コミュニティのまとまり・結びつきを大切にした地区主体の連携まちづくり」

(5) 地域別構想

全体構想の考え方に基づき、地域の個性や特徴を生かした将来のまちの姿(目標像)や空間づくりの基本的な考え方、取組の方向性を示しています。

(6) 実現化方策

計画の実現に向け、重点的に取り組むべき施策を示しています。

4 策定の経過

(令和4年度)	1 2月	市民意向調査(アンケート) (18歳以上の市民3000人(無作為抽出))
	3月17日	都市計画審議会報告 (計画策定に向けた基礎調査について)
(令和5年度)	8月	庁内関係課事業ヒアリング
	9月~11月	まちづくり協議会聞き取り調査・結果とりまとめ
	1月11日	都市計画審議会諮問(素案)
	2月 2日	都市計画審議会
	2月13日	答 申

以 上